

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年 7月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第75号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則  
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～10 略					別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～10 略						
11 保健福祉事務所					11 保健福祉事務所						
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等					所長等	課長等
略											
略	1・2 略					健康 福祉 課・ 健康 福祉 総務 課	1・2 略				
	3 略	(1)・(2) 略					3 身体障害 者福祉法関 係事務	(1)・(2) 略			
		(3)・(4) 略					法…身体障 害者福 祉法 政…身体障 害者福 祉法施 行令 省…身体障 害者福 祉法施 行規則	(3) 身体障害者手帳の返還を命ずること。 (法16条2項)	○	○	
4～7 略						4～7 略					
12～14 略					12～14 略						
15 障害福祉相談所					15 障害福祉相談所						
1 略	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		1 身体障害者 福祉法関係事 務	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等					所長等	課長等
		(1)～(5) 略						(1)～(5) 略			
		(6) 身体障害者手帳の返還を命ずること。 (法16条2項)	○	○							

2～5 略

16～33 略

2～5 略

16～33 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。